

記者発表資料
平成26年5月19日
農林水産部農産園芸環境課
農産食糧班 千葉、今関 内線2841
環境対策班 相澤 内線2845

栗原市旧金田村産大豆の出荷制限解除について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に指示されていた出荷制限のうち、栗原市旧金田村で産出される大豆については、平成26年5月19日付けで出荷制限が解除されましたのでお知らせします。

1 出荷制限解除の対象

栗原市旧金田村において産出された大豆

2 出荷制限解除までの経緯

【平成24年産】

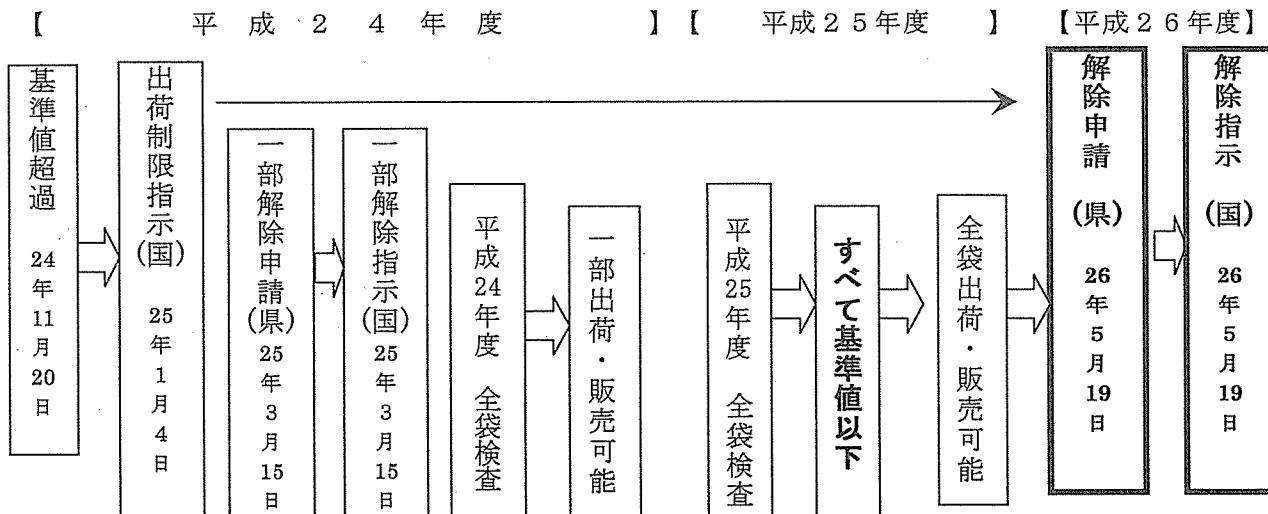
旧金田村産大豆のモニタリング検査を実施した結果、15点のうち1点が基準値を超過し、平成25年1月4日に国から出荷制限が指示された。その後、一部解除の指示に基づき、全袋検査を実施した結果、4袋が基準値を超過した。

【平成25年産】

平成24年産に引き続き一部解除が指示されていることから、全袋検査を実施した結果、すべてが基準値以下となり、出荷・販売が可能となった。

- この結果に基づき、平成26年5月19日付けで県から出荷制限の解除を原子力災害対策本部長に申請をしたところ、同日付けで解除の指示が出されたもの。

<参考>



<平成26年度以降の対応>

- ◆大豆の放射性セシウム吸収抑制対策としてカリ資材の施用を徹底するとともに、適正な栽培管理及び収穫時の汚染防止等の指導を徹底する。
- ◆旧市町村単位で実施するモニタリング検査が終了するまで出荷を自粛するよう、関係機関・生産者に要請し、県が行う検査において安全性が確認されてから出荷・販売するよう指導する。栗原市旧金田村については、全戸検査相当の密度で検査を実施する予定である。